

令和 9 年度 入所のしおり

－ 保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育・幼稚園 －



よくある質問（保育施設の入所について）は
こちらの二次元コードで
ご確認ください。



近江八幡市 子ども健康部 幼児課

〒523-8501 近江八幡市桜宮町 2 3 6 番地

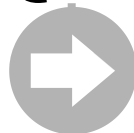
☎ 0748-36-5507（直通）

令和9年4月から、 馬淵こども園の保育時間と 公立幼稚園の預かり保育時間を 延長します！

馬淵こども園の保育時間

令和9年3月まで

保育時間
8:00～17:00



令和9年4月から

保育時間 8:00～**18:00**

土曜日 8:00～17:00

詳しくは入所のしおり2ページをご覧ください

公立幼稚園の預かり保育

令和9年4月から預かり保育時間を

30分延長します！

●実施時間

平日 教育時間終了後～17:00

長期休業 8:30～17:00

●利用料

平日：1日450円

長期休業：1日1,000円

●対象施設

八幡幼稚園、金田幼稚園、北里幼稚園、安土幼稚園、沖島幼稚園

利用料の無償化についてはホームページをご覧ください



目 次

1. 令和9年度入所募集の変更点および注意事項	02
2. 共通事項	04
(1) 施設の種類	04
(2) 教育・保育給付認定	04
(3) ホームページの掲載について	06
保育所・認定こども園(長時部)・地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業)	07
1. 入所申込手続きについて	08
(1) 申込方法及び申込受付期間	08
(2) 申込みに必要な書類	11
2. 転園	13
3. 異動(認定こども園)	13
4. その他申込みに関する事項	14
5. 広域入所	15
6. 選考・入所決定	16
7. 保育利用の留意事項(入所後)	17
(1) ステップ保育	17
(2) 延長保育	17
(3) 入所後の教育・保育給付認定について	18
(4) 退所	18
8. 兄弟姉妹の教育・保育施設の併行利用について	19
9. 申込みから決定までの流れ	20
10. 保育所等保育実施基準表	22
11. 保育料・給食費	24
(1) 保育料	24
(2) 給食費	26
幼稚園・認定こども園(短時部)	27
1. 通園区域について	28
2. 入園申込手続きについて	28
(1) 申込方法及び申込受付期間	28
(2) 申込みに必要な書類	29
(3) 入園までの流れ(一斉募集の場合)	29
3. 預かり保育	30
4. 保育料・給食費	30
5. 保育料以外の無償化	31
6. その他申込みに関する事項	32
教育・保育施設一覧(全34施設)	34

1. 令和9年度入所募集の変更点および入所申込みにおける注意事項

(1) 令和9年度入所募集の変更点

●施設利用内定通知書の廃止について

一斉募集での入所決定の際、施設利用内定通知書を発送していましたが、今回より施設利用内定通知書の送付を廃止し利用契約決定通知書を送付します。

●「近江八幡市保育所等保育実施基準表」の利用調整指数見直しについて

入所選考における指数間のバランスや保護者の方からのご意見、他市の状況等を総合的に検証し、市民の公正・公平性の確保および保育が必要な方へ充実した保育を提供できるよう次のとおり見直しを行います。

変更点① 「地域型保育事業施設の卒園児」の指数項目の見直しについて

地域型保育事業施設の対象施設に「事業所内保育事業」を新たに追加します。

変更点② 「妊娠・出産」要件の認定期間内中の退所」の指数項目の見直しについて

育児休業等の取得により、「妊娠・出産」要件での認定期間内に市内の保育施設を退所し、育児休業からの復職時に再度入所の申込みをする場合に加点を行ってきました。同時に申し込む兄弟姉妹どちらも加点5点の対象でしたが、兄弟姉妹同時申込の加点2点は対象外でした。令和9年4月より、兄弟姉妹どちらも同時申込の加点2点の対象とします。

●あいアイランドの閉園について

諸般の事情により、令和9年3月末をもってあいアイランドが閉園されます。

●馬淵こども園（長時部）の保育時間の変更について（拡大）

令和9年4月より、馬淵こども園（長時部）の保育時間が長くなります。

保育時間の変更に伴い、延長保育時間も変更となります。

※延長保育料の限度額は、児童1人につき1日当たり500円、1月当たり10,000円です。

	令和9年3月まで		令和9年4月から	
	保育時間	延長保育料	保育時間	延長保育料
平日	8:00 ～ 17:00	保育必要量に関わらず 8:00～8:30 300円 16:30～17:00 300円	8:00 ～ 18:00	・保育標準時間認定 なし ・保育短時間認定 8:00～8:30 300円 16:30～17:00 300円 17:00～18:00 200円
土曜日	8:00 ～ 17:00		8:00 ～ 17:00	・保育標準時間認定 なし ・保育短時間認定 8:00～8:30 300円 16:30～17:00 300円

(2) 入所申込みにおける注意事項（必ずご確認ください）

入所申込みは、以下の注意事項を読み、内容を了承の上、お手続きください。

① 申込書類について

- ・ 申込時に提出された書類の状況（就労状況等）が入所後も継続するものとして入所選考を行いますので、必ず入所希望月の状況で申込みをしてください。
- ・ 申込内容について、**事実と異なることが判明した場合、入所決定取消または退所**となる可能性があります。
- ・ 一斉募集の申込受付時、提出書類の確認はいたしません。書類不備の場合は、選考対象外となりますので、必要書類等をよくご確認の上、提出してください。
- ・ 4月入所2次募集・3次募集及び随時募集の場合、必要書類が揃った上で受付となります。必要書類が揃っていない場合は、書類不備のため受付できません。
- ・ 「保育所等入所（園）申込書」の利用希望施設に記載のある施設のみ入所選考を行います。
- ・ 入所決定後に就労内容等に変更があり、「保育所等保育実施基準表」の指数が変更となる場合は再選考になり、その結果、入所決定取消や退所となることがあります。〔例：月160時間就労する（基準指数20点）と証明された就労証明書を提出していたが、育児短時間勤務制度を利用し、月140時間で復職（基準指数18点）することにした場合、基準指数が20点→18点と下がるため、再選考となる。〕

② 保育が必要な理由が「就労」で、入所希望の方

- ・ 就労証明書の内容について、就労先へ確認する場合があります。

③ 「育児休業から復帰」で入所希望の方

- ・ **入所月の翌月末までに**育児休業を取得した就労先に復職することが必要です。当該日までに復職されていない場合は退所となる場合があります。
- ・ 提出された就労証明書の内容で復職されるものとして入所選考を行います。育児短時間勤務制度等を取得予定（既に取得中も含む。）の場合は、短縮した就労時間を就労証明書の「12.育児のための短時間勤務制度利用有無」欄に記載いただくよう就労先にお伝えください。

④ 保育が必要な理由が「求職活動」で入所希望の方

- ・ 入所後3か月以内に就労証明書を提出する等、「求職活動」の認定満了の際に、他の保育が必要な理由がなければ退所となります。
- ・ 就労が決定または内定した際は、速やかに幼児課まで連絡のうえ、認定変更の手続きを行ってください。

⑤ 転園希望の方

- ・ 希望する保育施設に転園が決定した場合、辞退することはできません。

⑥ その他注意事項

- ・ 入所月1日時点で近江八幡市に住民票がない場合、入所決定は取消となります。
転入予定での申込みの場合、入所月の前月末日までの転入が必要です。

2. 共通事項

(1) 施設の種類

近江八幡市の就学前施設では、「自分らしく いきいきと輝き 友だちとつながり合える子」を目指して教育・保育を実施しています。施設の形態は内容や対象年齢等により異なり、幼稚園、保育所・認定こども園・地域型保育事業があります。

利用施設	施設の区分	内容	対象年齢
幼稚園	教育施設	幼児期の教育を行う施設	3歳児～5歳児
認定こども園 (短時部)	教育施設	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設	3歳児～5歳児
認定こども園 (長時部)	保育施設		0歳児～5歳児
保育所	保育施設	就労などのために家庭で保育できない保護者にかわって保育(養護と教育)を行う施設	0歳児～5歳児
地域型保育事業 (小規模保育事業、 家庭的保育事業)		少人数(19人以下)で0歳児から2歳児の子どもを保育(養護と教育)する事業	0歳児～2歳児

(2) 教育・保育給付認定

●教育・保育給付認定とは

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用にあたって、教育・保育の必要性に応じた市の認定を受ける必要があります。入所を希望する際に住民票のある市町に申請し、審査基準を満たすと支給認定証が交付されます。

支給認定証は、教育・保育の必要性を認定したもので、施設の入所を決定するものではありません。変更手続き等で確認を行うことがありますので、支給認定証は大切に保管してください。

●教育・保育給付認定区分

利用施設や保護者の状況(保育を必要とするかどうか)や子どもの年齢に応じて、1号認定、2号認定、3号認定の認定を受けることができます。区分については下表のとおりです。

教育・保育認定区分	子どもの年齢及び希望		利用施設	教育・保育必要量
1号認定 (教育認定)	満3歳 以上	教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園(短時部)	教育標準時間認定
2号認定 (保育認定)		保護者の就労等で保育を必要とする場合	保育所 認定こども園(長時部)	保育標準時間認定 保育短時間認定
3号認定 (保育認定)	満3歳 未満	※保育を必要とする 証明書類の提出が必要	保育所 認定こども園(長時部) 地域型保育事業	保育標準時間認定 保育短時間認定

●教育・保育の有効期間

教育・保育給付認定の有効期間は下表のとおりです。

教育・保育給付認定区分	保育が必要な理由	認定の有効期間※ ¹
1号認定		小学校就学まで
2号認定 3号認定	就労	就労している期間
	妊娠・出産	妊娠初期※ ² から出産月を含めず産後3か月まで
	保護者の病気等	事由により保育を必要とする期間
	介護・看護	
	災害復旧	
	求職活動	3か月間（離職した日が属する月は含まない）
	就学	学校等の卒業予定日まで
	DV・虐待	市長が認める期間
	育児休業 （在籍児童のみ）	弟妹の育児休業を取得する期間
	その他	市長が認める期間

※¹ 有効期間が満了する月末に保育施設は退所となります。ご注意ください。

※² 母子健康手帳が発行される頃

●保育の必要性の認定基準

保育が必要な理由は、以下の基準に基づき認定を行います。

保育が必要な理由	認定基準
就労	1か月に60時間以上就労することを常態としている場合 （フルタイム・パートタイム・夜間・居宅内の労働などを含む）
妊娠・出産	妊娠初期から出産月を含めず産後3か月まで
保護者の病気等	疾病、負傷または精神、身体に障がいがある場合
介護・看護	長期にわたり疾病の状態または精神、身体に障がいがある同居の親族を常時介護・看護している場合
災害復旧	火災や風水害、地震などの災害復旧に当たっている場合
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合（原則週3日以上活動）
就学	学校または職業訓練校に在学している場合（月60時間以上の就学が必要）
DV・虐待	市長が認める場合
育児休業 （在籍児童のみ）	弟妹の育児休業を取得している場合
その他	上記に類する状態で市長が必要と認める場合

- ・1か月の就労・就学時間が60時間に満たない場合は就労・就学の要件には該当しません。
- ・理由が複数ある場合は、主な理由で認定を行います。
- ・育児休業の要件は、既に保育施設に在籍している児童にのみ適用します。小規模保育事業、家庭的保育事業の卒園児を除き、育児休業を理由に入所申込みをすることはできません。
- ・年に1回以上、保育が必要な理由の確認のため証明書類の提出が必要です。その結果、保育の

必要性の認定基準に該当しない場合は認定取消（退所）となることがあります。

- ・「友だちと遊ばせるため」、「集団生活を身に付けさせるため」、「保護者が趣味等の活動をしたいから」などの理由では保育認定（2号・3号）の理由としては認められません。

●保育必要量（保育施設利用可能時間）

保育認定（2号・3号）を行う場合、保育が必要な時間によって、さらに「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に区分されます。

保育標準時間認定 (開所から 11 時間)	月 120 時間以上の就労及び就学 妊娠・出産、災害復旧、DV・虐待 保護者の病気等、介護・看護
保育短時間認定 (8:30～16:30)	月 60 時間以上～120 時間未満の就労及び就学 求職活動、育児休業

- a. 就労および就学要件の保育必要量判定には、休憩時間を含みます。
- b. 就労先が市外であり通勤距離が片道 10 km 以上かつ通勤時間が 30 分以上要する場合は通勤時間を含めた時間で保育必要量を決定します。（就学の場合も同様）
※家庭状況報告書への記載がない場合は考慮しません。家庭状況報告書に就労先までの距離、通勤時間の記入が必要です。
- c. 就労および就学要件について、月 120 時間未満の就労・就学時間であっても保護者の勤務形態により常態的に 8:30～16:30 の時間を超えて保育の利用が必要と認められる場合かつ就労・就学時間が月 90 時間以上であれば保育標準時間認定での認定を行います。（b に該当する場合、通勤・通学を含めた時間で判断します。）
- d. 保育標準時間認定の方が、希望により保育短時間認定に変更することは可能です。

(3) ホームページの掲載について

申込みに必要な書類や募集要項は、近江八幡市ホームページからもダウンロードできます。

近江八幡市ホームページ

「令和 9 年 4 月保育所・幼稚園等入所募集（一斉募集）について」

<https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/yoji/3/1/22523.html>

ホームページ検索 ID:22523



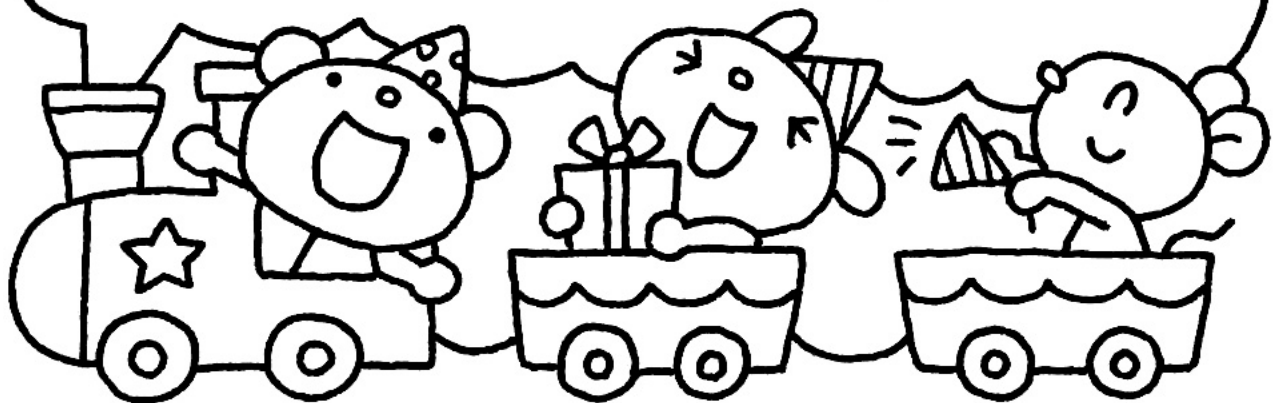
— 保育施設 —

保育所

認定こども園（長時部）

地域型保育事業

（小規模保育事業、家庭的保育事業）



保育所・認定こども園（長時部）・小規模保育・家庭的保育

1. 入所申込手続きについて

（1）申込方法及び申込受付期間

①令和9年4月入所希望の場合（一斉募集）

保育施設に申し込む場合

	場所	期間	時間
配付・受付	第1希望の 保育施設	令和8年9月7日（月）から 令和8年9月30日（水）まで ※土日祝除く	9:00～16:00

郵送で申し込む場合

	場所	期間	時間
受付	市役所幼児課宛	令和8年9月1日（火）から 令和8年9月30日（水）まで	期間内必着

- ・市役所幼児課窓口では申込書類の配付・受付は行っておりません。
- ・**配付・受付とも土・日曜日及び祝日は行っておりません。**
- ・申込用紙は市ホームページにも掲載しています。▶▶▶
- ・提出日・提出時間を過ぎての受付はできません。期間を過ぎた場合は一斉募集の対象外となりますのでご注意ください。
- ・保育施設と教育施設（幼稚園、認定こども園短時部）の重複申込みはできませんのでご注意ください。保育施設の入所が不可の場合で教育施設の申込みをする場合は、保育施設の選考結果が出てから、27ページ以降を参照の上、各教育施設にお申込みください。



●郵送での申込みについて

申込書類については11ページ「1.（2）申込みに必要な書類」を参照いただき必要書類を揃えて提出してください。また、以下の点にご注意いただき申込みをお願いします。

- 個人情報を含みますので、簡易書留・レターパック等追跡可能な方法で郵送してください。
- 提出書類チェック表（郵送用）を必ず同封してください。
- 提出は期間内必着です。9月30日を過ぎて届いた場合は、一斉募集の対象外となり、4月入所2次募集分として取り扱いますのでご注意ください。
- 書類不足の場合は、教育・保育給付認定及び選考ができませんので、書類の不備や不足がないか十分に確認してから提出してください。
- 市が受領したことの確認を希望される場合は、希望者のみ返信用封筒（申請者の宛名を記載し、110円切手を貼ったもの）を同封してください。なお、電話での確認にはお答えできません。
※受領確認は一斉募集（9月30日締切分）のみとします。

- 郵送の宛先は右のとおり記載してください。▶

〒523-8501
滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市役所子ども健康部幼児課 宛

②令和 9 年 4 月入所希望の場合（一斉募集終了後）

一斉募集期間終了後も 4 月入所募集の受付を行います。日程については下表のとおりです。

	場所（配付・受付）	期間	時間
2 次募集	市役所幼児課 (市役所本庁 2 階)	令和 8 年 10 月 1 日（木）から 令和 8 年 12 月 28 日（月）まで	9 : 00～16 : 45
3 次募集	市役所幼児課 (市役所本庁 2 階)	令和 9 年 1 月 4 日（月）から 令和 9 年 2 月 26 日（金）まで	9 : 00～16 : 45

- ・配付・受付とも土・日曜日及び祝日は行っておりません。
- ・2 次・3 次募集は、一斉募集の入所選考を行い、募集人数に満たなかった場合や入所辞退により受入枠が生じた場合に選考を行います。受入枠がない場合は入所することはできません。

③令和 9 年 5 月以降入所希望の場合（随時募集）

令和 9 年 5 月から令和 10 年 3 月までの募集期間は下記のとおりです。

希望月	募集期間
令和 9 年 5 月入所希望	令和 9 年 3 月 1 日（月）～ 令和 9 年 3 月 31 日（水）
令和 9 年 6 月入所希望	令和 9 年 4 月 1 日（木）～ 令和 9 年 4 月 30 日（金）
令和 9 年 7 月入所希望	令和 9 年 5 月 6 日（木）～ 令和 9 年 5 月 31 日（月）
令和 9 年 8 月入所希望	令和 9 年 6 月 1 日（火）～ 令和 9 年 6 月 30 日（水）
令和 9 年 9 月入所希望	令和 9 年 7 月 1 日（木）～ 令和 9 年 7 月 30 日（金）
令和 9 年 10 月入所希望	令和 9 年 8 月 2 日（月）～ 令和 9 年 8 月 31 日（火）
令和 9 年 11 月入所希望	令和 9 年 9 月 1 日（水）～ 令和 9 年 9 月 30 日（木）
令和 9 年 12 月入所希望	令和 9 年 10 月 1 日（金）～ 令和 9 年 10 月 29 日（金）
令和 10 年 1 月入所希望	令和 9 年 11 月 1 日（月）～ 令和 9 年 11 月 30 日（火）
令和 10 年 2 月入所希望	令和 9 年 12 月 1 日（水）～ 令和 9 年 12 月 28 日（火）
令和 10 年 3 月入所希望	令和 10 年 1 月 4 日（火）～ 令和 10 年 1 月 31 日（月）

- ・申込書類の配付・提出場所は市役所幼児課です。各施設での配付・受付は行いません。
- ・募集期間を過ぎて申込みされた場合は、翌月入所の選考対象となります。
- ・随時募集も郵送での申込みが可能です。8 ページの「郵送での申込みについて」をご確認の上、上記期間内に提出してください（期間内必着）。ただし、受領確認はいたしません。

●保育施設利用意向届について

令和9年5月以降の入所を希望される方は、一斉募集期間中に「保育施設利用意向届」を提出してください。期間中に意向届を提出された場合は、入所希望月の募集期間のお知らせと併せて入所申込書類を送付します。

	場所	期間	時間
配付 ・ 受付	第1希望の 保育施設	令和8年9月7日(月)から 令和8年9月30日(水)まで ※土日祝除く	9:00~16:00

- ・「保育施設利用意向届」は意向の確認を行うものであり、提出の有無が入所の可否や優先度を左右するものではありません。別途、入所希望月の募集期間内に入所申込みをする必要があります。

●育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについて

- ・令和7年4月より、育児休業給付金の手続きが改正されました（以下ウェブサイト参照）。
- ・育児休業給付金は国の制度であるため、ハローワーク等の審査内容については、近江八幡市にお問い合わせいただいても一切お答えできません。詳細を確認したい場合は、ハローワークや就労先にお問い合わせください。
- ・育児休業給付金の手続きには、市区町村に保育所等の利用申請をした際の申請書類の写しが必要です。必ず、申請前にご自身でコピーを取るようお願いいたします。

«厚生労働省ウェブサイト»

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html



(2) 申込みに必要な書類

● 必須書類

- ① 保育所等入所(園)申込書(兼保育児童台帳)
- ② 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
- ③ 家庭状況報告書／医療管理・発達・健康調査票
- ④ 個人番号(マイナンバー) 関係貼付書

①～④をホッチキス止めしたものを一斉募集では各施設にて、随時募集では市役所幼児課にて配付します。

※マイナンバー制度の実施により、教育・保育給付認定申請、教育・保育施設の利用申込みに
は、世帯全員のマイナンバー(個人番号)の記載、マイナンバーカード(お持ちでない方は
個人番号記載書類+本人確認書類(保護者のみ))のコピーの提出が必要です。

⑤ 保育が必要な理由に応じた証明書類

※証明書類の有効期限…証明日の翌月から3か月

(例) 書類を9月に提出する場合、6月以降に証明された書類であれば有効

保育が必要な理由	提出が必要な書類
就労 (自営業)	自営業申立書(市指定様式) 確定申告書の第1表及び第2表の写し(市民税・県民税申告書の写し) ※電子申請をされた方は書類の控えを提出 ※開業して1年以内の場合は開業届や営業許可証でも可 ※法人格を有し給与所得である場合は、就労証明書を提出
就労 (自営業以外)	就労証明書(市指定様式) ※育児休業取得中の方は、育児休業欄に取得期間を記載 ※育児短時間勤務にて復職される場合は、 <u>育児短時間勤務の勤務時間を記載</u> ※ <u>育児短時間勤務制度利用予定の方は必ず記載してください。事実と異なる場合は決定取り消しとなる場合があります。</u>
就労(内職)	就労証明書(市指定様式)または業務受託証明書
妊娠・出産	母子健康手帳の表紙と出産予定日の分かるページの写し(出産予定証明書でも可)
保護者の病気等	・医師の診断書(市指定様式) ・身体障害者手帳(1～4級)の写し ・療育手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳(1～3級)の写し ・要介護認定書の写し及びケアプラン等の写し
同居家族の 介護・看護	同居の家族が病気等で介護や看護が必要であることの証明(診断書等) ※ <u>住民票上の住所が同一でないが、実態として同居している場合は「生計同一申立書」の提出が必要です。</u>
災害復旧	り災証明書
求職活動	求職活動実施(予定)申立書(市指定様式)
就学	就学証明書(市指定様式)
DV・虐待	市長が認める書類
その他	必要に応じて

●留意事項

- ・申込書類は、縮小等はせず A4 サイズで提出してください。
- ・保育が必要な理由に応じた証明書類は、保護者 1 人につき 1 枚必要です。
- ・離婚調停中等である場合、離婚調停中であることを証明する資料（弁護士が離婚調停中であると証明した書類や公正証書の写し等）の提出により、一方の保護者の証明書類のみの提出でも可能です。
- ・添付書類はコピーでも構いません。
- ・11 ページ「1.（2）申込みに必要な書類」以外にも、状況確認のために書類の提出をお願いすることがあります。
- ・一斉募集で申し込む際は、市指定封筒に提出書類を同封し提出してください。（市指定封筒は各施設にて配付しています。）
- ・申込み後、状況が変更となった場合は、必ず変更後の証明書等を速やかに提出してください。

●該当者のみ提出が必要となる書類

個別の事情	提出が必要な書類	備考
令和 9 年 4 月 1 日時点で 65 歳未満(昭和 37 年 4 月 2 日以降生まれ)の同居祖父母がいる場合 （世帯分離をしていても、同じ住所地の場合は対象です。）	保育ができないことが分かる証明書類（就労、病気等）	未提出の場合、入所選考で減点します。
既に認可外保育施設等（事業所内保育施設を含む）に預けて就労している場合	在籍証明書（任意様式）および就労(復帰)が確認できる就労証明書	未提出の場合、入所選考で加点しません。
単身赴任する（している）場合	入所希望月において 1 年以上（見込みでも可）の単身赴任（単身赴任先の事業所の住所地）が確認できる書類（任意様式）	
特別な家庭事情	証明できる書類	
転園を希望する場合	転園申出書	

※その他、書類に関することでご不明な点がございましたら幼児課までお問い合わせください。

2. 転園

●申込対象者

市内保育施設に在籍しており、転園を希望される方

●申込方法

新規申込と同じく 11 ページ「1. (2) 申込みに必要な書類」に該当する書類及び『**転園申出書**』の提出が必要です。『転園申出書』は、一斉募集は各施設、随時募集は幼児課にて配付します。

●留意事項

- ・転園の決定は入所選考と同様に指数による選考を行いますので、転園できない場合があります。
- ・転園後もステップ保育が必要となる場合があります。
- ・転園が決定した場合、転園を辞退して現在在籍中の施設を引き続き利用することはできません。
- ・希望月に転園ができない場合、年度内（令和 10 年 3 月入所まで）は選考を継続します。

3. 異動（認定こども園）

●認定こども園入園後の短時部から長時部への異動について

- 対象者 認定こども園（短時部）に在籍中で、就労等の保育が必要な理由に該当し、同一施設で長時部を希望する方。
- 申込期間 保育施設の申込受付期間のとおり（8～9 ページを参照）
- 必要書類 ①異動届、②家庭状況報告書、③認定変更申請書、④保育が必要な理由の証明書類
※「①異動届」は、在籍施設の様式を使用してください。
※「④保育が必要な理由の証明書類」について、同一住所地に 65 歳未満（昭和 37 年 4 月 2 日以降生まれ）の祖父母がいる場合、保育できないことが分かる証明書類の提出が必要です。提出されない場合は、入所選考で減点となります。
※在籍施設での異動とともに他園への入所も希望する場合は、異動届以外に 11 ページ「1. (2) 申込みに必要な書類」の提出が必要です。
- 申込先 在籍施設
- 結果通知 入所選考の上、在籍施設の施設長が決定します。

●留意事項

- ・必要書類が揃った上で受付となります（保育施設の入所申込みと同様）。
- ・長時部の定員超過・職員配置の状況等で、異動できない場合がありますのでご了承ください。（その場合、異動保留となり、年度内（令和 10 年 3 月入所まで）は継続して選考を行います。）
- ・長時部で募集枠を公表している場合は、新規申込者と異動希望者を対象に利用調整を行います。

4. その他申込みに関する事項

●令和8年度と令和9年度4月の入所申込みの両方をされる方へ

○令和8年度の入所申込みと令和9年4月の入所申込みの両方をしている場合

令和9年4月の申込締切後に、令和8年11月～令和9年3月の入所が決定し、その保育施設を利用する場合、令和9年4月の入所申込みは無効となります。（ただし、令和8年度2歳児クラスで地域型保育事業に入所決定した場合を除く）

○令和9年4月の入所が決定した方が、令和8年度の随時募集の入所申込みを行っている場合 「令和9年4月に入所決定した保育施設へ令和8年度中に入所ができるか」という選考になります。

●保育施設入所の際に保育者がサポートをする制度(特別支援加配・障がい児加配)の希望について

○対象者 保育施設においてサポートを希望する方

○申込方法 申込書類（医療管理・発達・健康調査票）のサポート希望欄において、「希望あり」にチェックをつけて提出してください。

○結果通知 入所決定後、幼児課にて面談の上「加配対応申請書」を提出。その後、加配検討会議等で決定します。

※希望欄にチェックをしても入所選考において不利になることはありません。「近江八幡市保育所等保育実施基準表」に基づき選考を行います。

※希望欄にチェックのない場合、加配はつきません。

※希望欄にチェックをつけている場合でも、必ず加配がつくとは限りません。

※医療的ケアを必要とする児童の受入れは、施設での受け入れ状況により異なりますので、市役所幼児課までお問い合わせください。

5. 広域入所

広域入所とは、児童の居住地以外の市区町村の保育施設の入所を希望する場合に、市区町村間で調整等を行うことで希望する保育施設の利用が可能になる制度です。

入所期間は申込年度（入所月から3月末までの期間）限りとなりますので、次年度も利用を希望する場合は再度申込みが必要です。

（1）近江八幡市に住民票のある方が、他市区町村の保育施設の利用を希望する場合

●事前に希望の保育施設のある市区町村に、次の内容についてご確認ください。

- ・広域入所の申込みが可能な条件
- ・希望する保育施設のある市区町村の申込締切日
- ・希望する保育施設の空き状況
- ・必要な提出書類や手続きに関する注意事項 等

●申込先及び申請書類

近江八幡市幼児課

11 ページ「1.（2）申込みに必要な書類」に該当する書類（近江八幡市所定の様式で申請）

●申込締切日

希望の保育施設のある市区町村の申込締切日の10日前まで

●その他

- ・現在、近江八幡市内の保育施設をご利用の方で、希望の保育施設への広域入所が決定した場合、現在ご利用の保育施設は退所となります。
- ・市内入所申込みと広域入所申込みの併願は可能です。

（2）近江八幡市に住民票のない方が、近江八幡市の保育施設の利用を希望する場合

●申込みが可能な条件

①里帰り出産

②保護者いずれかの勤務先が近江八幡市の場合

③近江八幡市から他市区町村に転出される方で、今まで通っていた近江八幡市内の保育施設を継続して利用する場合

●申込先及び申請書類

お住まい（予定）の市区町村 お住まい（予定）の市区町村が指定する様式

●申込締切日

近江八幡市の入所募集期間に近江八幡市幼児課へ入所申込書類が届くように、お住まい（予定）の市区町村の保育施設入所担当課に余裕を持ってお申込みください。

お住まい（予定）の市区町村での事務処理、郵送期間もあるため、提出期限についてはお住まい（予定）の市区町村にご確認ください。

●その他

「①里帰り出産」又は「②保護者いずれかの勤務先が近江八幡市の場合」の申込みは、近江八幡市民の入所選考後、希望された保育施設の募集枠が空いていた場合のみ、選考を行います。

6. 選考・入所決定

(1) 選考について

各施設の募集人数を上回る申込みがあり、申込児童全員が希望する保育施設を利用できないことがあります。その場合は、申込児童ごとに保育の必要性について優先度を判定し、優先度の高い児童から利用できるように選考します。

- ・締切日までに提出された書類で入所選考を行います。
- ・入所選考は、「近江八幡市保育所等保育実施基準表」(22～23 ページ)により、保育の必要性の高い順に入所を決定します。(申込順ではありません。)
- ・認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業については、市から利用調整結果(「近江八幡市保育所等保育実施基準表」の指数集計結果)を受け、各施設が入所決定を行います。

(2) 選考結果

選考結果は以下のとおり通知します。

	選考結果のお知らせ時期	方法
一斉募集	12 月中旬(予定)	郵送通知
4 月入所 2 次募集	2 月初旬(予定)	郵送通知
4 月入所 3 次募集 随時募集	入所希望月の前月下旬 (入所決定者には前月 15 日までに電話連絡)	郵送通知 ※入所決定者には電話連絡

(3) 留意事項

- ・入所希望者が募集人数を超える場合や年度途中での入所申込みは、入所できないことや希望された保育施設に入所できないことがありますのでご了承ください。
- ・申込内容に虚偽があると判明した場合は、入所を決定することはできません。入所決定後に虚偽内容が判明した場合は、ただちに入所決定を取り消します。
- ・入所決定後に、入所決定月の変更や先延ばしはできません。
- ・希望月に入所できない場合は、翌月以降も引き続き毎月継続選考するため、毎月申込みをしていただく必要はありません(令和 10 年 3 月入所の選考まで有効)。申込取下げを希望する場合や家庭状況や就労等の変更があった場合は、速やかに幼児課にご連絡ください。

※入所辞退の場合は以下にご留意願います。

- ①入所辞退した場合は、選考基準指数において-10 点が適用されることから、年度内の入所は非常に厳しくなります。
- ②入所辞退は、待機児童から外れるため待機証明書は発行されません。
- ③選考基準指数の-10 点は辞退した年度に限られ、翌年度の入所申込みには反映しません。

7. 保育利用の留意事項（入所後）

（１）ステップ保育

ステップ保育は子どもが保育施設に慣れていくために、早めのお迎えをお願いするものです。ステップ保育の期間については、直接、各施設にお問い合わせください。

入所申込みにあつては、ステップ保育も踏まえ、就業前の最大1か月間を申込期間に含めることができます。例えば、5月末までに就業開始（育児休業からの復職を含む）する場合は、4月入所が可能です。ただし、ステップ保育期間中も保育料はかかります。

（２）延長保育

延長保育とは通常の保育時間を超えて、保育を希望される場合に利用いただく制度です。原則として保護者が保育できない時間に限り保育します。保育標準時間認定は開所から11時間、保育短時間認定は8:30～16:30が保育時間となります。それを越えて利用する場合は延長保育となり、延長保育料が発生します。

延長保育料の金額は以下のとおりです。限度額は、児童1人につき1日当たり500円、1月当たり10,000円です。

◆保育標準時間認定の場合

- ・開所時間から11時間を超え、最初の30分間は300円
- ・開所時間から11時間30分を超え閉所時間までの間は+200円

◆保育短時間認定の場合

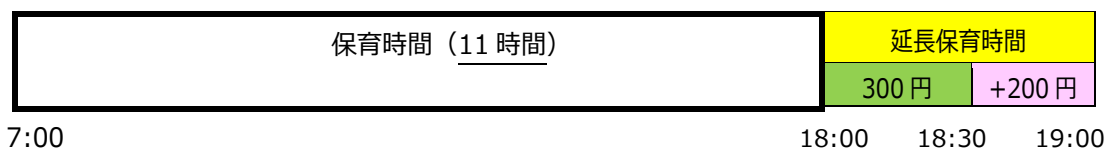
- ・保育時間の開始前30分間または保育時間の終了後30分間は300円
- ・開所時間から保育時間開始の30分前までの間または保育時間の終了後30分を超え閉所時間までの間は+200円

延長保育の利用については、別途、各施設での申請手続きが必要となります。

※施設の開所時間及び閉所時間を超えてのお預かりはできませんのでご注意ください。

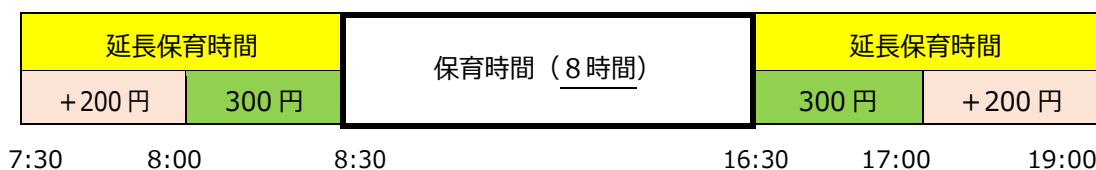
◆保育標準時間認定の場合

7時00分から開所の場合



◆保育短時間認定の場合（保育時間8時間まで）

8時30分～16時30分は原則的な保育時間、開所～8時30分及び16時30分～閉所は延長保育



(3) 入所後の教育・保育給付認定について

保育が必要な理由や家庭状況等に変更があった場合は、必ず認定の変更手続きが必要です。

●変更手続きが必要なケース

- ・保育を必要とする理由が変わった場合（就労を始める又は退職する、出産のため産前・産後休業を取得する等）
- ・就労時間が減少し、保育標準時間認定から保育短時間認定へ変更が必要な場合
- ・市内転居する場合、世帯構成が変わる場合 等

●必要書類

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定変更申請書
- ・変更内容を証明する書類（就労証明書等）

●提出期限

毎月 18 日までに提出があった方を対象に、翌月 1 日から変更します。19 日以降に提出された場合は、翌々月からの変更となりますのでご了承ください。

(4) 退所

以下の場合に退所となります。

① 市外に転出した場合

転出月の月末で退所となります。ただし、1 日に転出する場合は、前月末で退所となりますのでご注意ください。継続して保育施設を利用する場合は、事前に広域入所（15 ページ）の手続きが必要です。

（例）9 月 1 日に転出→8 月末退所

9 月 9 日に転出→9 月末退所

②保育を必要とする要件がなくなった場合（認定の有効期間が終了する月末で退所）

③土日祝を含む 90 日間（3 か月間）連続で保育施設を欠席した場合（連続して 90 日間欠席に達した月末で退所）

④入所決定月に入所しない場合（決定取消扱いとなります。）

※退所届は、退所する 1 か月前に在籍施設へ提出してください。

8. 兄弟姉妹の教育・保育施設の併行利用について

利用可能な施設の選択肢が増えるよう、兄弟姉妹で教育施設と保育施設の併行利用を可能としています。ただし、保育施設を利用する場合は、保育の必要な理由が必須です。

例：兄（４歳児）と妹（２歳児）の場合

兄と妹が共に保育施設	○
兄が保育施設、妹が認可外保育施設	○
兄が教育施設、妹が保育施設※	○
兄が保育施設、妹が祖父母による家庭保育	○

教育・保育施設の詳細については、４ページをご覧ください。

※兄弟姉妹ともに３歳児以上であれば、兄姉が保育施設、弟妹が教育施設も可能です。

●保育が必要と認められない場合の例

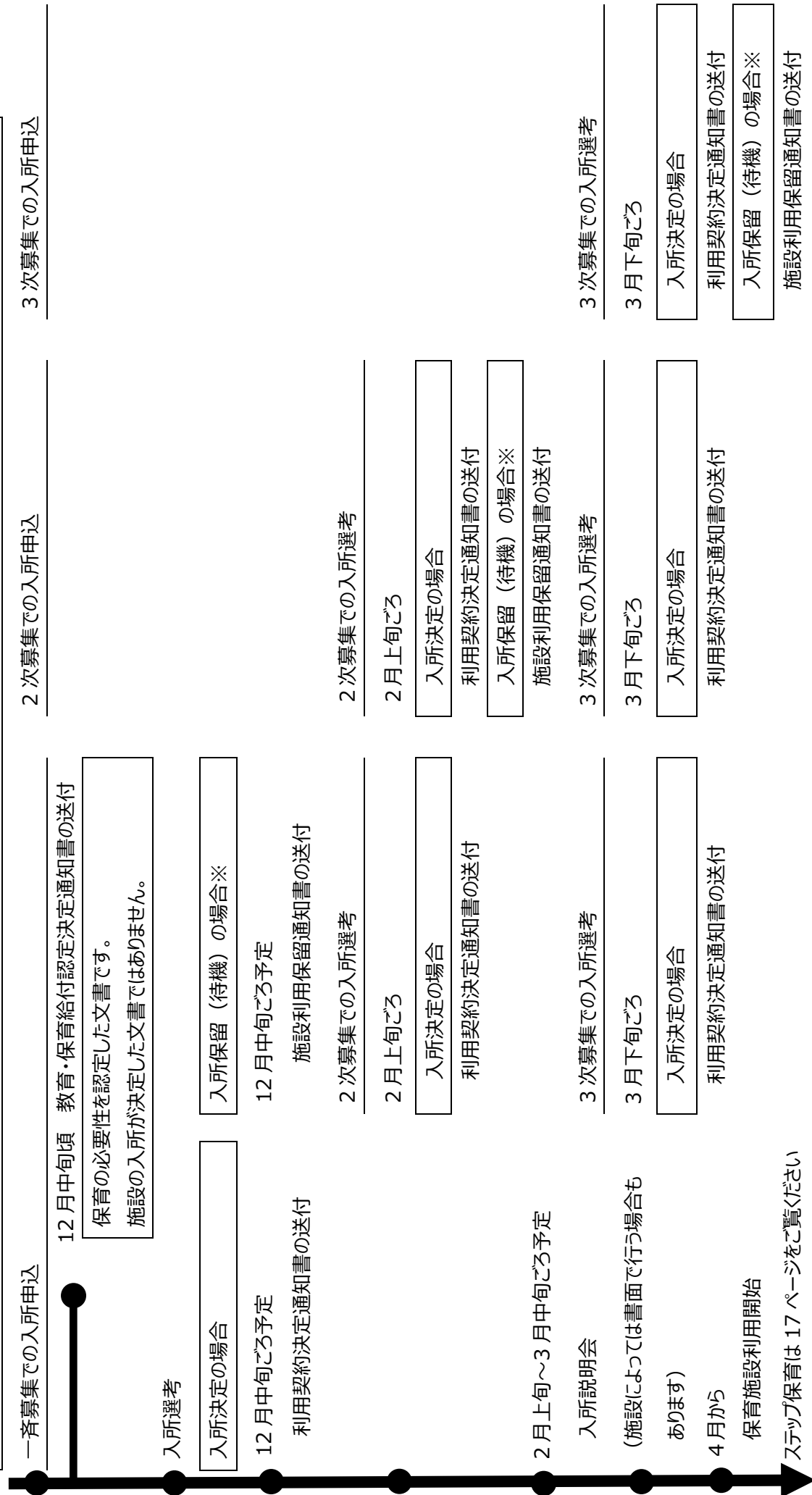
1. 父母の就労・就学を理由に保育を必要とする場合で、就労・就学時間が月 60 時間未満である場合
2. 父母の就労を理由に保育を必要とする場合で、兄弟姉妹の一方が保育施設に通園、一方はどの施設にも通園させず、父母が就労復帰せず家庭で子どもを保育する場合
3. 父母の就労及び就学以外を理由に保育を必要とする場合で、兄弟姉妹の一方が保育施設に申込みをして、一方はどこの施設にも申込みせず父母や親せき等が保育をする場合

●留意事項

- ・保育施設を利用する場合は、保育が必要な理由が必要となります。（５ページ参照）保育の認定基準を満たさない場合は、保育施設はご利用いただけません。
- ・保育施設を利用する子どもは、入所後、保育が必要な理由の確認の調査を行います。調査の結果、保育の必要性がないと判断した場合は、判明した日が属する月末で保育施設は退所となる可能性があります。
- ・入所申込書において、父母の保育要件と子どもの状況に矛盾がないかを確認します。あわせて個別に状況の確認を行う場合があります。

9. 申込みから決定までの流れ

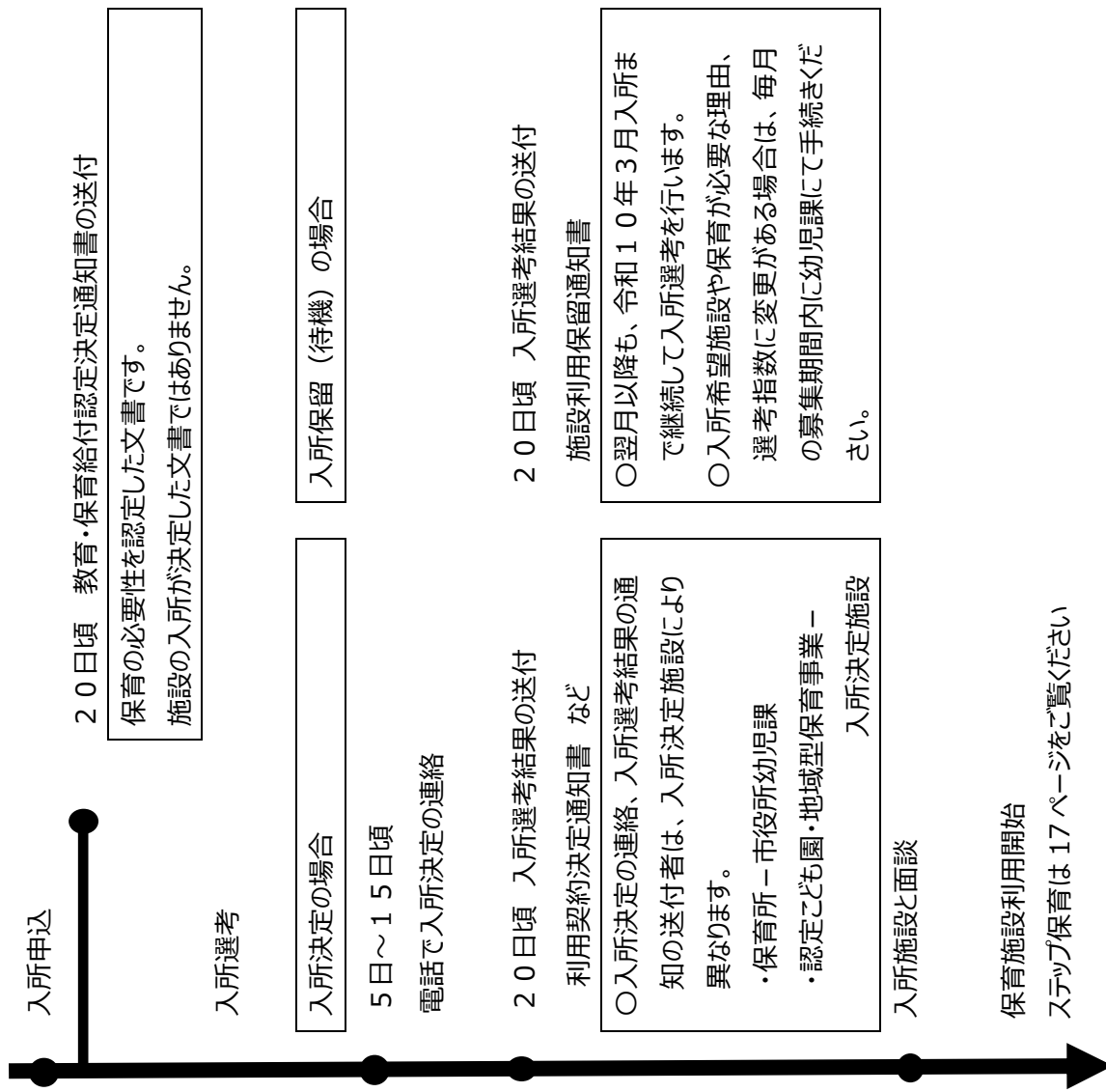
(1) 4月入所希望の場合



※入所保留の場合は、次の入所選考も継続して行います。(令和10年3月の入所

- （選考まで選考を継続） 入所希望施設や保育が必要な理由、選考指数に変更がある場合は、毎月の募集期間内に幼児課にて手続きください。

(2) 随時募集（令和9年5月～令和10年3月入所希望）



10. 保育所等保育実施基準表（令和9年度）

1. 基準運用

1	基準指数は、保護者の指数をそれぞれ算出した上で低いほうの指数を採用します。ただし、ひとり親世帯（離婚調停中等も含む）の場合は、父・母どちらかの指数を採用します。
2	保育が必要な理由（類型）が2つ以上ある場合は、主たる要件を基準指数とします。
3	申込み後に状況が変わった場合は、原則として入所選考基準日を基準とし、指数を判定します。

2. 入所選考基準日

一斉募集…9月30日 随時募集…入所希望月の前々月末

3. 入所選考期間

一斉募集…9～12月 随時募集…毎月1日～15日

4. 入所選考の対象外

1	基準指数がない方（教育・保育給付認定をされていない方 ※ただし、出産予定、未転入者による場合は除く）
2	指数決定に必要な提出書類が不備又は未提出の場合

5. 選考基準

①基準指数

保育が必要な理由の番号	類型	状態	保護者の状況	確認方法	提出書類	指数	
1	就労	就労 （就労予定を含む） ※注 1	月160時間以上の就労を常態	就労証明書及び 就労先への確認	就労証明書 （市指定様式） 又は 自営業就労申立書 （市指定様式） 又は 業務受託証明書	20	
			月120時間以上160時間未満の就労を常態			18	
			月80時間以上120時間未満の就労を常態			16	
			月60時間以上80時間未満の就労を常態			14	
2	妊娠・出産		妊娠から産前3か月（産月を含まない）	母子健康手帳	母子健康手帳写し 又は 出産予定証明書	10	
			産前3か月（産月を含む）から産後3か月			12	
3	疾病・心身障がい等	疾病	入院	医師の診断書	診断書 （市指定様式）	20	
			自宅療養で常時臥床（寝たきり）			20	
			通院加療で常に安静を要する状態			16	
			上記以外で定期的な通院を要し保育に支障がある			12	
		心身障がい等	身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級	身体障害者手帳等	該当する手帳写し	20	
			身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳 3 級			16	
			身体障害者手帳 4 級			12	
4	同居親族の介護・看護	付添介護	入院・通院・通所等で週3日以上介護・看護	通院が分かるもの	医師の診断書または 要介護認定書、 介護・看護をしていることが分かる 書類等	20	
		自宅療養	居宅内で寝たきり高齢者・重度心身障がい者（児）等の常時介護・看護			介護対象の状態が分かるもの	20
			上記以外				14
5	災害		災害による家屋の損傷、災害復旧により保育ができない場合	-	り災証明書	20	
6	求職中		週3日以上外出による求職活動をしていることが証明される場合	求職活動 実施(予定)申立書	求職活動 実施(予定)申立書 （市指定様式）	10	
7	就学		月160時間以上の就学	就学証明及び 就学先への確認	就学証明書 （市指定様式）	17	
			月120時間以上の就学			13	
			上記以外			10	
8	その他		保育が必要な理由の番号1～7以外で明らかに保育が必要と認められる場合は、該当案件ごとに基準指数を決定します。	-	必要に応じて提出		

※注1…育児休業を取得し、復職する場合を含みます。この場合、入所月またはその翌月中に復職する必要があります。

★就労・就学時間には休憩時間を含みます。通勤・通学時間は含みません。

②利用調整指数（基準指数への加減点） ※保育の必要性がなく、基準指数がない場合を除く。

No.	調整対象	状況	確認方法	提出書類	転園 ※注2	指数
1	特別な家庭事情	両親不存在（里親を含む）		証明できる書類	○	25
		DV、児童虐待等	証明できるもの	証明できる書類	○	
2	ひとり親家庭	ひとり親家庭（離婚調停中等は除く）	住民基本台帳	入所申込書	×	6
3	単身赴任	父又は母が1年以上の単身赴任（県外・国外）をしている場合又は今後1年以上の単身赴任が決まっている場合（事業所が発行した単身赴任が証明できる書類の添付が必要）	単身赴任が証明できる書類	事業所から単身赴任が証明できる書類	×	2
4	生活保護	生活保護世帯で、就労することにより自立支援につながる場合 ※「①基準指数」の類型で「求職中」に該当する場合のみ加減点	-	-	×	2
5	認可外施設在籍	既に認可外保育施設に預けて就労している場合	在籍証明書	在籍証明書 就労(復帰)が確認できる就労証明書	×	3
6	地域型保育事業施設の卒園児	地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育)を卒園(予定)し、3歳児クラス以降の入所を希望する場合 ※近江八幡市民として半年以上の在籍があること（広域利用者も対象）	在園記録	-	×	10
7	定員超過以外の理由による待機児童	前年度に医療的ケア、障がい児加配、アレルギー対応で職員配置等ができず、待機児童となった場合	前年度待機状況確認	-	×	2
8	「妊娠・出産」要件の認定期間内中の退所	育児休業等の取得により、「妊娠・出産」要件での認定期間内に市内の保育施設を退所し、育児休業からの復職時に再度入所申込みをする場合 ※同時に申し込む兄弟姉妹どちらも加減点対象とする。	児童台帳	-	×	5
9	兄弟姉妹	①入所希望月において兄弟姉妹が既に保育施設に在籍している場合（市内在住の広域利用者も対象） ※②③④の該当者は追加加減点	児童台帳	-	△	3
		②入所希望月において兄弟姉妹が既に在籍する保育施設へ申込みをする場合 ※第1希望施設の場合にのみ加減点	児童台帳	入所申込書	△	2
		③兄弟姉妹で同時申込の場合 ※④の該当者は追加加減点	入所申込書	入所申込書	△	2
		④多子世帯（3人以上 年齢不問）			△	1
10	同居の祖父母	保育可能な65歳未満（昭和37年4月2日以降生まれ）の同居祖父母がいる場合 ※同じ住所の場合は同居とみなします。	入所申込書	入所申込書のみで証明書がない場合	○	-10
11	広域入所	市外在住者が広域入所を希望する場合	入所申込書（広域）	入所申込書（広域）	○	市民優先
12	保育料・給食費滞納	卒園児、在園児の保護者が過去1か月以上の保育料・給食費の滞納をしている場合	滞納情報	-	○	-15
13	内定辞退	同一年度内の入所内で、内定辞退をした場合（待機児童から外れるため待機証明書は発行しません）	-	-	○	-10
14	保護者が保育士、保育・幼稚園教諭 ※注3	保育士又は保育・幼稚園教諭として市内の認可教育・保育施設に就労する場合 ※フルタイム又は1日6時間以上月15日以上で1年以上勤務する場合のみ	就労証明書又は内定書	就労証明書又は内定書	×	最優先

※注2・・・転園申込み時の加減点の有無です。「○：対象」「×：対象外」「△：申請内容による」詳細は7をご確認ください。

※注3・・・待機児童解消対策の一環として、保育士確保のために行います。なお、認可外保育施設に就労する場合は除きます。

6. 同一指数になった場合は、次の項目順に優先順位を判断していきます。

1	地域型保育事業施設の卒園児	4	市内保育施設に在籍していない かつ 就労を既に開始している方
2	基準指数が高い方	5	1か月あたりの総労働時間が長い方
3	利用調整指数の調整項目が多い方	6	待機期間が長い方

7. 転園申込み時の入所選考の留意点

- ・利用調整指数No.2～8および14は加減点対象外
- ・利用調整指数No.9は、異なる施設に在籍する二人以上の兄弟姉妹を同じ施設に通わせるための申込みの場合のみ加減点

8. その他

入所選考は、指数を基本とし、児童やその他の家庭状況などを含めて総合的に判断します。

指数計算表 ①基準指数	+	②利用調整指数	=	合計	➡	同一指数の場合、 上記6の内容で判断
----------------	---	---------	---	----	---	-----------------------

1 1. 保育料・給食費

●保育料の無償化について

保育料無償化の対象者

- ・ 保育施設に通う 3 ～ 5 歳児

※ 3 歳児～ 5 歳児の給食費は実費徴収となるため負担していただきます。詳細は 25 ページの「保育料の決定・算定方法」をご覧ください。

- ・ 保育施設に通う生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の 0 ～ 2 歳児

(1) 保育料

●保育料の階層区分

4 月～ 8 月は「令和 8 年度市町村民税所得割額」を基に、9 月～翌 3 月は「令和 9 年度市町村民税所得割額」を基に算定します。その他、年度途中で保育料が変更となる場合があります。

令和 9 年度		令和 10 年度
4 月分～ 8 月分	9 月分～翌年 3 月分	翌年 4 月分～ 8 月分
令和 8 年度の市民税所得割額 (税額通知は令和 8 年 6 月頃)	令和 9 年度の市民税所得割額 (税額通知は令和 9 年 6 月頃)	

※税の修正申告や教育・保育給付認定の変更により、保育料が変更となる場合は変更が分かった月の翌月から適用します。

※保育料は、月の初日に在籍している限り登園日数にかかわらず、その月分は徴収します。日割り計算はありません。

(単位：円)

階層及び区分		金 額		
		0 歳児～2 歳児		3 歳以上児
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護受給世帯	0	0	無償
B	市民税非課税世帯	0	0	
C1	市民税所得割非課税世帯	13,200	13,000	
C2	市民税所得割額 48,600 円未満	14,000	13,800	
D1	市民税所得割額 72,800 円未満	19,800	19,500	
D2	市民税所得割額 97,000 円未満	23,000	22,600	
D3	市民税所得割額 133,000 円未満	30,800	30,300	
D4	市民税所得割額 169,000 円未満	35,600	35,000	
D5	市民税所得割額 213,000 円未満	44,000	43,300	
D6	市民税所得割額 257,000 円未満	48,800	48,000	
D7	市民税所得割額 301,000 円未満	52,000	51,100	
D8	市民税所得割額 397,000 円未満	64,000	62,900	
D9	市民税所得割額 397,000 円以上	78,000	76,700	

※市民税の額は、配当控除・住宅借入金（取得）等特別控除・政党等寄付金特別控除・住宅耐震改修特別控除電子証明書等特別控除・寄付金控除・外国税額控除（いずれも税額控除）の控除前の金額を適用します。

※同一世帯から同時に2人以上入所している場合の保育料は、最も年齢の大きい児童が全額、2人目が半額、3人目以降は無償になります。なお、算定対象には教育・保育施設に入所している3歳以上児も含まれます。

例1) 第1子：2歳児、第2子：0歳児の場合

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
 半額 第2子		 全額 第1子			
← 保 育 料 無 償 化 →					

例2) 第1子：5歳児、第2子：2歳児、第3子：0歳児の場合

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
 無償 第3子		 半額 第2子			 第1子
← 保 育 料 無 償 化 →					

例3) 第1子：小学生以上、第2子：4歳児、第3子：1歳児

※保育料の算定では、就学前児童の4歳児を第1子、1歳児を第2子としてみるため、小学生以上は算定対象には含みません。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学生
	 半額 第2子			 第1子		
← 保 育 料 無 償 化 →						

●保育料の決定・算定方法

保育料は、児童と生計を共にしている父母の合計した市町村民税所得割額により決定します。

- ・父母の年間収入金額の合計が123万円未満の場合で、父母以外で児童を税の扶養としている親族がある場合や同居祖父母等がいる場合は、最多所得者で算定します。また、ひとり親世帯等であっても、課税状況等によって保育料の負担があります。
- ・父母が離婚前提の別居をしているが離婚が成立していない場合は父母の合計した市町村民税額にて保育料の算定を行います。ただし、離婚調停中であることを証明する書類がある場合一方の保護者のみで保育料を算定する場合がありますので幼児課へご相談ください。
- ・令和8年1月1日時点及び令和9年1月1日時点で近江八幡市に住民票のない方で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する情報ネットワークシステムで確認出来ない場合は課税資料の提出をお願いする場合があります。
- ・所得の変動や生活の変動等に伴う保育料の減免制度、また特定の階層による国・県の保育料減免制度があります。詳細については、幼児課へお問い合わせください。

●その他

- ・ 保育料の納付義務は、児童の保護者等の扶養義務者にあります。
- ・ 保育所及び公立認定こども園利用の場合は、保育料を近江八幡市に納付していただきます。私立認定こども園及び地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）を利用される場合は、利用される施設等に直接納付していただきます。（納付方法等は施設等にお尋ねください。）

※保育料の納付が滞った場合

保育料を滞納した場合は、滞納処分（差押など）の対象となりますのでご注意ください。また
現在、保育料の未納がある方は、至急納付についてご相談ください。

※保育料の決定前に試算を行うことはできません。

事前に保育料を確認したい場合は、6月頃に配付される税額通知の市民税所得割額の金額を保護者で合算し、24 ページの表でご確認ください。

(2) 給食費	※ 3～5 歳児（0～2 歳児は保育料に含まれています。）
---------	-------------------------------

- ・ 給食費は、ごはんやパンなどの主食費と、おかずなどの副食費に分けられます。
- ・ 主食費・副食費の金額及び徴収方法は、各施設によって異なるため、各施設に直接お問い合わせください。（公立保育所、公立認定こども園を利用の場合は、主食費・副食費の納付先は近江八幡市です。）
- ・ 副食費については、市町村民税所得割額の合計が 57,700 円未満の世帯及びひとり親世帯等で市町村民税所得割額の合計が 77,101 円未満の世帯、また所得割の額にかかわらず第 3 子以降は免除されます。（主食費は全員徴収対象です。）

※第 3 子以降の判定は就学前児童の人数に応じて算定します。



— 教育施設 —

幼稚園

認定こども園（短時部）

幼稚園・認定こども園（短時部）

1. 通園区域について

●通園区域

公立幼稚園、公立認定こども園(短時部)に通う場合、原則お住まいの小学校区の幼稚園に入園となります。

- ・お住まいの小学校区に公立の幼稚園がない方は以下の園に通うことができます。

島小学校区の方→八幡幼稚園

岡山小学校区の方→八幡幼稚園又は北里幼稚園

桐原小学校区の方→北里幼稚園又は馬淵こども園

桐原東小学校区の方→八幡幼稚園又は馬淵こども園

- ・私立認定こども園(短時部)には市内全域から通うことができます。

●通園区域の弾力化制度

公立幼稚園、公立認定こども園(短時部)では、4月の入園・進級の際に、通園区域以外の施設へ通園することができる通園区域の弾力化制度を実施しています。なお、弾力化により通うことのできる施設は以下のとおりです。

- ・ 沖島幼稚園 ・ 馬淵こども園
- ・ 武佐こども園 ・ 老蘇こども園

- ・ 上記以外の施設を弾力化により利用することはできません。
- ・ 弾力化制度を希望する場合、入園申込みと併せて、弾力化の利用申請が必要となります。（弾力化制度の申請は各施設又は幼児課で受付します。）

2. 入園申込手続きについて

（1）申込方法及び申込受付期間

●令和9年4月入園希望の場合（一斉募集）

	場所	期間	時間
配付・受付	通園区域の施設 又は 希望施設	令和 8 年 9 月 7 日（月）から 令和 8 年 9 月 3 0 日（水）まで ※土日祝除く	14：00～16：00

- ・ 幼稚園・公立認定こども園(短時部)と私立認定こども園(短時部)の重複申込みはできません。
- ・ 私立認定こども園では申込時間等が異なる場合があります。直接、施設にお問い合わせください。

●一斉募集終了後の令和9年4月入園希望の受付について

一斉募集終了後も、各施設で書類配付・受付を随時行います。入園募集の詳細に関しては、直接施設にお問い合わせください。

※私立認定こども園では定員を超過した場合、随時による受付を実施しない場合があります。

●令和9年5月以降の入園希望の場合

各施設で書類配付・受付を随時行います。入園募集の詳細に関しては、直接、施設にお問い合わせください。

※私立認定こども園では定員を超過した場合、随時による受付を実施しない場合があります。

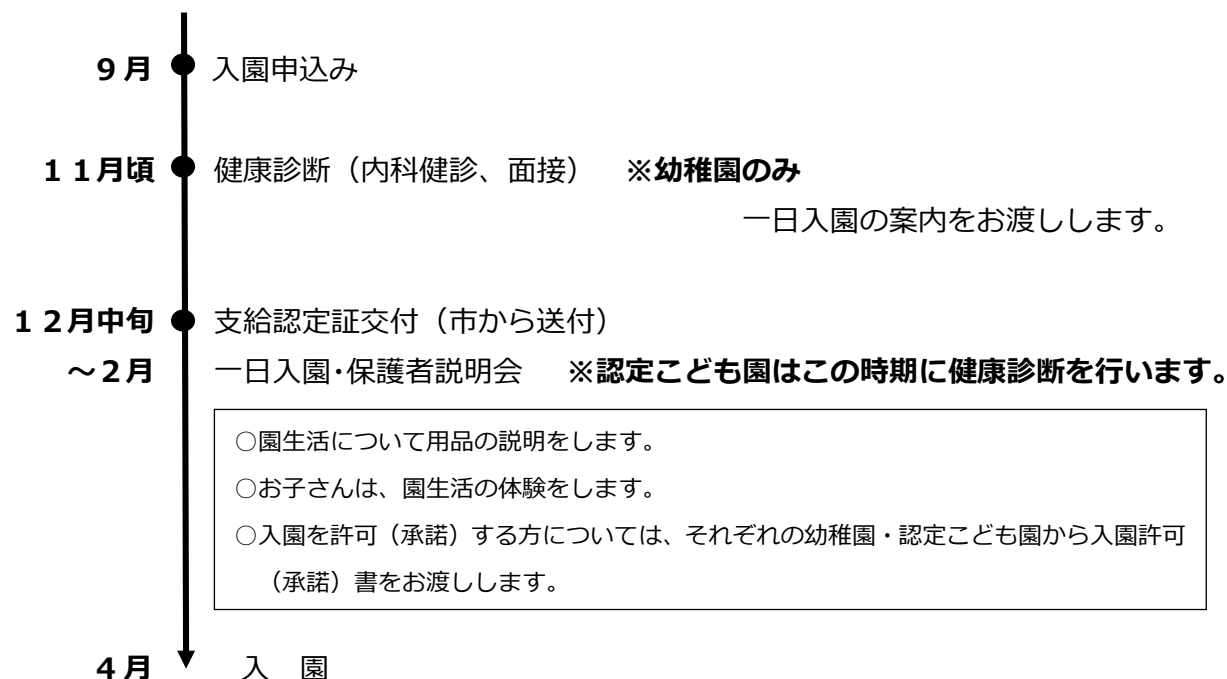
(2) 申込みに必要な書類

- ①入園願書
- ②食物アレルギー調査票
- ③医療管理・発達・健康調査票
- ④施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
- ⑤個人番号（マイナンバー）関係貼付書

※市指定封筒に入れ、各施設に提出してください。

※①～③の書類は施設ごとに異なりますので、ご注意ください。

(3) 入園までの流れ（一斉募集の場合）



超過した場合の調整について（公立園の場合）

定員や受入人数を超過した場合は下記のとおり抽選を行います。

- <方 法> **公開抽選** 入園時に兄弟が同じ施設に在籍する場合は、優先されます。
- <日 時> 抽選対象者に、別途ご連絡いたします。
- <抽選場所> 幼稚園・認定こども園

※連絡がない場合は、抽選はありません。

※私立認定こども園（短時部）で定員を超過した場合は、抽選を実施する場合があります。抽選方法や抽選場所、優先事項等の詳細は直接施設にお問い合わせください。

3. 預かり保育

●公立認定こども園

対象 馬淵こども園（短時部）、武佐こども園（短時部）、老蘇こども園（短時部）

- ・実施時期や回数については各施設にお問い合わせください。
- ・申請は各施設で行ってください。
- ・保育が必要な理由があり、当該施設の園長が必要と認めた場合のみお預かりします。
- ・申請者が集中し、全員の受入が困難な場合は居住学区の園児を優先します。
- ・料金は1回 450 円、おやつ代1回 30 円です。その他利用に関することは各施設にお問い合わせください。

●公立幼稚園

対象 八幡幼稚園、金田幼稚園、北里幼稚園、安土幼稚園、沖島幼稚園

- ・就労支援型及び子育て支援型の預かり保育を開始します（利用については、就労支援型として利用する児童が優先となります）。
- ・実施時期や回数については各施設にお問い合わせください。
- ・申請は各施設で行ってください。
- ・料金は1回 450 円（長期休業中は1回 1,000 円）、おやつは各自持参です。その他利用に関することは各施設にお問い合わせください。

●私立認定こども園

私立認定こども園（短時部）でも、預かり保育を実施しています。預かり保育の実施時間や料金等については、市ホームページ掲載（幼児課窓口にも設置）の「令和9年度近江八幡市教育・保育施設のご案内」をご覧ください。

4. 保育料・給食費

●保育料

- ・保育料は無償です。
- ・給食費や新学期用品や材料費などの諸費用が発生します。諸費用の金額については、各施設にお問い合わせください。

●給食費

- ・給食費は、ごはんやパンなどの主食費と、おかずなどの副食費に分けられます。
- ・主食費及び副食費の金額及び徴収方法は、各施設によって異なるため、各施設に直接お問い合わせください。（公立幼稚園、公立認定こども園を利用の場合は、主食費及び副食費の納付先は近江八幡市です。）
- ・副食費については、市町村民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯、また所得割の額にかかわらず第3子以降は免除されます。（主食費は全員徴収対象です。）

※第3子以降の判定は小学校3年生までの人数に応じて算定します。

5. 保育料以外の無償化

幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設、ファミリーサポートセンター、一時預かり事業の利用料も無償化の対象となります。下記無償化を受けるためには、幼児課に施設等利用給付認定の申請を行い、認定を受けた上で利用してください。

対象の施設・事業	対象児童	無償化の内容（上限額）
公立幼稚園及び 公立認定こども園(短時 部)の預かり保育 ※	保育の必要性が認定された 在籍児童	月 12,300 円までが無償化の対象 (預かり保育は 450 円(長期休業期 間は 490 円) ×利用日数が上限)
私立認定こども園（短時 部）の預かり保育 ※	保育の必要性が認定された 在籍児童	月 12,300 円までが無償化の対象 (預かり保育は 490 円×利用日数 が上限)
認可外保育施設 ファミリーサポートセンター 一時預かり事業	保育の必要性が認定され、 保育施設を利用していない 3～5 歳児	月 40,300 円までが無償化の対象
	保育の必要性が認定され、 保育施設を利用していない 0～2 歳児 ※市民税非課税世帯	月 45,700 円までが無償化の対象

【令和 8 年 10 月 1 日以降】

※市内の幼稚園・認定こども園（短時部）の上限額になります。市外施設の上限額は、直接在籍されている施設へご確認をお願いします。

●留意事項

- ・利用料の無償化には上限額があります。上限額を越えた金額は保護者負担です。
- ・幼稚園及び認定こども園（短時部）のうち、年間開所日数が 200 日以上かつ預かり保育を含む平日の保育時間が 8 時間以上の園に在籍している場合は、認可外保育施設・ファミリーサポートセンター・一時預かり事業を利用しても、無償化の対象にはなりません。
- ・その他手続きについては、ホームページをご覧ください。か幼児課までお問い合わせください。

市ホームページ「幼児教育・保育の無償化に関するお知らせ」▶



6. その他申込みに関する事項

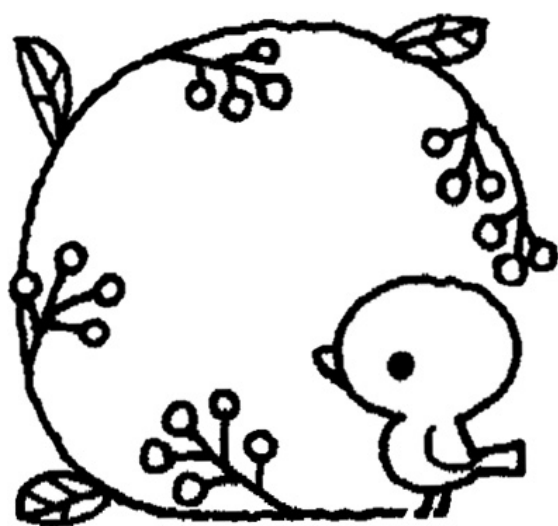
●教育施設入所の際に保育者がサポートをする制度(特別支援加配・障がい児加配)の希望について

- 対象者 教育施設においてサポートを希望する方
- 申込方法 申込書類(医療管理・発達・健康調査票)のサポート希望欄において、「希望あり」にチェックをつけて提出してください。
- 結果通知 入所決定後、入所施設にて面談の上「加配対応申請書」を提出。その後、加配検討会議等で決定します。

※希望欄にチェックのない場合、加配はつきません。

※希望欄にチェックをつけている場合でも、必ず加配がつくとは限りません。

※医療的ケアを必要とする児童の受入れは、施設での受け入れ状況により異なりますので、市役所幼児課までお問い合わせください。



教育・保育施設一覧（全34施設）

令和8年9月1日現在

保育所名 (11施設)	所在地	電話番号	利用定員	入所可能 月齢	保育時間	運営主体
① 八王子保育園	北之庄町1096-2	0748-32-4641	100	満6か月～	7:00～19:00 (土)7:00～18:00	社会福祉法人 小羊会
② 北里保育園	江頭町2087	0748-36-7007	140	満6か月～	7:15～19:15 (土)7:30～18:30	社会福祉法人 至徳会
③ 紫雲保育園	野村町828	0748-36-8540	80	満11か月～	7:15～19:15 (土)7:00～18:00	社会福祉法人 紫雲会
④ ひむれ乳児保育所	出町461-2	0748-32-2036	110	満3か月～	7:15～19:15 (土)7:15～18:15	社会福祉法人 鶴翼会
⑤ あおば乳児保育所	東横関町724	0748-37-4646	100	満3か月～	7:15～19:15 (土)7:15～18:15	社会福祉法人 近江はちまん社会福祉 事業協会
⑥ メリー保育園	大中町467-1	0748-31-2655	55	満6か月～	7:00～19:00 (土)7:00～18:00	社会福祉法人 小羊会
⑦ ありす保育園	西本郷町172	0748-37-5380	130	満3か月～	7:00～20:00 (土)7:00～18:00	社会福祉法人 近江はちまん社会福祉 事業協会
⑧ 安土ののはな保育園	安土町小中190	0748-46-2319	170	満6か月～	7:00～19:30 (土)7:00～18:00	学校法人 ヴォーリス学園
⑨ さくらっこ保育園	出町742	0748-32-7778	70	満3か月～	7:00～20:00 (土)7:00～19:00	社会福祉法人 さくら会
⑩ 八幡保育所	八幡町220-2	0748-32-4806	110	満6か月～	7:30～19:00 (土)7:30～18:30	近江八幡市
⑪ 桐原保育所	大森町51-1	0748-33-4457	140	満6か月～	7:30～19:00 (土)7:30～18:30	近江八幡市

認定こども園名 (10施設)		所在地	電話番号	利用定員	入所可能 月 齢	保育時間	運営主体
⑫	近江兄弟社ひかり園	多賀町557	0748-32-0301 0748-32-5690	短時部		8：30～14：30 7：00～19：30 (土)7：00～18：00	学校法人 ヴォーリス学園
				55	3歳児～		
				長時部			
				110	満6か月～		
⑬	白鷺こども園	島町1660-1	0748-33-7001	短時部		9：00～14：30 7：00～19：00 (土)7：00～18：00	社会福祉法人 小羊会
				15	3歳児～		
				長時部			
				50	満6か月～		
⑭	きりはら遊こども園	森尻町407	0748-36-3933	短時部		満3歳児 9：00～14：00 3～5歳児 8：30～14：00 7：00～18：00 (土)7：00～18：00	社会福祉法人 塔南学園
				70	満3歳児～		
				長時部			
				90	満2か月～		
⑮	岡山紫雲こども みらい園	大房町944-1	0748-29-3505	短時部		8：30～14：30 7：15～19：15 (土)7：00～18：00	社会福祉法人 紫雲会
				50	3歳児～		
				長時部			
				130	満6か月～		
⑯	京進のこどもえん HOPPA近江八幡	土田町1424	0748-29-3091	短時部		9：00～14：00 7：00～19：00 (土)7：00～18：00	社会福祉法人 こころざし
				130	3歳児～		
				長時部			
				90	満6か月～		
⑰	ほしの恵みこども園	西庄町1441	0748-33-8774	短時部		8：30～14：30 7：00～19：30 (土)7：00～18：00	学校法人 ヴォーリス学園
				30	3歳児～		
				長時部			
				120	満6か月～		
⑱	北里くじらこども園	江頭町983番地	0748-34-1002	短時部		8：30～14：00 7：00～19：00 (土)7：00～18：00	社会福祉法人 くじら
				5	3歳児～		
				長時部			
				70	満6か月～		
⑲	武佐こども園	西生来町1193	0748-37-6662	短時部		8：30～14：00 7：30～19：00 (土)7：30～18：30	近江八幡市
				60	3歳児～		
				長時部			
				100	満6か月～		
⑳	老蘇こども園	安土町東老蘇 1300	0748-46-2644	短時部		8：30～14：00 7：30～19：00 (土)7：30～18：30	近江八幡市
				45	3歳児～		
				長時部			
				93	満6ヶ月～		
㉑	馬淵こども園	馬淵町1533	0748・37・2332	短時部		8：30～14：00 8：00～18：00 (土)8：00～17：00	近江八幡市
				45	3歳児～		
				長時部			
				45	3歳児～		

小規模保育事業名 (6施設)		所在地	電話番号	利用定員	入所可能 月齢	保育時間	運営主体
②②	近江八幡 サンフレンズ保育園	鷹飼町701	0748-38-8330	19	満6か月 ～2歳児	7:00～19:00 (土)7:00～19:00	サヨホームズ コミュニティ株式会社
②③	ニチイキッズ 近江八幡保育園	鷹飼町1535 東洋マンション 1F	0748-31-0067	17	満2か月 ～2歳児	7:30～19:30 (土)7:30～19:30	株式会社 ニチイ学館
②④	さくらの樹保育園	出町419-9	0748-31-4488	19	満3か月 ～2歳児	7:00～19:00 (土)7:00～18:00	社会福祉法人さくら 会
②⑤	ひだまり保育園	八木町119 ソラメソハウス1F	0748-32-7789	19	満3か月 ～2歳児	7:00～19:00 (土)7:30～18:30	株式会社 がむしゃら
②⑥	れもんのか近江八幡 保育園	西本郷町231-1	0748-36-2090	19	満6か月 ～2歳児	7:30～19:30 (土)7:30～18:30	社会福祉法人 檸檬会
②⑦	れもんのか安土 保育園	安土町下豊浦 5096-115	0748-43-1876	19	満6か月 ～2歳児	7:30～19:30 (土)7:30～18:30	社会福祉法人 檸檬会
家庭的保育事業名 (2施設)		所在地	電話番号	利用定員	入所可能 月齢	保育時間	運営主体
②⑧	はっちぼっち	中小森町676-16	080-1628-4545	5	満8か月 ～2歳児	(月～金) 8:30～17:00	家庭的保育の家 はっちぼっち
②⑨	しんあい	金剛寺町353-1	0748-37-5813	5	満8か月 ～2歳児	(月～金) 8:00～18:00	家庭的保育の家 しんあい
幼稚園名 (5施設)		所在地	電話番号	利用定員	入所可能 月齢	保育時間	運営主体
③⑩	八幡幼稚園	出町487	0748-32-2349	210	3歳児～ 5歳児	月～金 8:30～14:00	近江八幡市
③⑪	金田幼稚園	金剛寺町390	0748-37-1542	315			
③⑫	北里幼稚園	江頭町970	0748-36-7220	105			
③⑬	安土幼稚園	安土町下豊浦5300	0748-46-2066	210			
③⑭	沖島幼稚園	沖島町360 (沖島小学校内)	0748-33-9515	20			

※施設情報は今後変更となることがあります。